



大阪
社会
保険
時報



血が騒ぐ 日本3大祭の一つといわれる「天神祭」は、千余年の歴史を誇り、例年130万からの人が訪れる壮大な夏の風物詩である。大阪の繁栄ぶりを、菅原道真公の御神霊に見ていただき、さらなる繁栄を祈願するために氏地巡行が行われている。陸渡御、船渡御、奉納花火、など天神祭には多彩な催しが繰り広げられている。祭囃子を聞けば氏子の血が騒ぐ。地の人ならず祭と知ったら氏子を越えて駆けつける老若男女は日本の華であろう。渡御で見る顔ぶれの若さに嬉しくなる。若い命がほとぼしっているからだ。日本は祭を絶やさなければ、大丈夫。壮大華麗なる祭の風情はテレビ等にお任せし、今回は境内の一隅で鐘太鼓で踊り、参詣客を迎えていた、祭を支えている姿を捉えてみた。(大阪天満宮にて) フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金第3号被保険者制度
- 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・協会けんぽの平成25年度決算見込みのお知らせ
 - ・協会けんぽの平成25年度事業報告書について
- ますます便利になった「ねんきんネット」をご利用ください
- まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

国民年金第3号被保険者制度

- 第3号被保険者は、20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者に扶養されている配偶者が該当します。
- 第3号被保険者である期間は、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

Q どんなときに届出が必要ですか？

A1 【第3号被保険者になるとき】

- ① 結婚して夫(妻)の扶養に入るとき
- ② 退職して夫(妻)の扶養に入るとき※
- ③ 収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになったとき
- ④ 就職した夫(妻)の扶養に入るとき
- ⑤ 扶養に入っていた妻(夫)が20歳になったとき

※こんなときはご注意ください

※退職（第2号被保険者の資格喪失）後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。
例結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。
⇒このような場合、退職した時点で、国民年金第1号被保険者の手続きを行い、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第3号被保険者の届出をしていただく必要があります。

A2 【第3号被保険者でなくなるとき】

- ① 収入増加等で扶養から外れたとき
- ② 配偶者が退職（第2号被保険者の資格を喪失）したとき
- ③ 離婚したとき
- ④ 第2号被保険者である配偶者が65歳の誕生日を迎えたとき

第3号被保険者から第1号被保険者になりますので、お近くの市区町村役場で種別変更の手続きを行ってください。

- ⑤ 第3号被保険者の方が亡くなられたとき

第3号被保険者死亡届を提出してください。

※第3号被保険者の方が就職（厚生年金・共済年金に加入）したときは事業所が手続きを行うため、個人での手続きは不要です。

Q 第3号被保険者の特例制度とは？

A 過去に第3号被保険者該当届の提出を行っていなかったために第3号被保険者に該当しなかった期間に対して、いまから遡ってお届けいただける制度が、平成17年4月より始まりました。くわしくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

Q 第3号被保険者の住所が変わったときは？

A 第3号被保険者の方の住所が変わったときは、第2号被保険者（配偶者）の勤務先の事業主を経由して住所変更届を提出することになっています。提出忘れのないようご注意ください。



ご不明な点は…

管轄の年金事務所にお問い合わせください

学生納付特例期間中の 国民年金保険料の追納について

大学、短期大学、専修学校等の在学期間中の国民年金保険料の納付について、学生納付特例制度を利用されている方は、将来受け取る年金額を増額するためにも保険料の追納をおすすめします。

学生納付特例制度とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が申請し、承認されることで、国民年金保険料の納付が猶予（先送り）される制度です。この制度を利用することで、不慮の事故等で障害が残ってしまった場合にも、障害基礎年金を受け取ることができます。

学生納付特例が承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料については、10年以内（たとえば平成17年4月分は平成27年4月末まで）であれば古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成26年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額は下の表のとおりになります。



保険料の追納には、納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要ですので、お住まいを管轄する年金事務所までお問い合わせください。



平成26年度に追納する場合の額

年 度	追納額(月額)
平成16年度の月分	14,750円
平成17年度の月分	14,790円
平成18年度の月分	14,840円
平成19年度の月分	14,880円
平成20年度の月分	15,000円
平成21年度の月分	15,070円
平成22年度の月分	15,340円
平成23年度の月分	15,130円
平成24年度の月分	14,980円
平成25年度の月分	15,040円

ご不明な点は…



管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成25年度決算見込みのお知らせ

単年度収支・準備金は黒字でも、依然として構造的な赤字財政のまま

平素より協会けんぽの取り組みにご理解いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成25年度の決算見込み(医療分)*がまとまりましたのでお知らせいたします。

※国の特別会計との合算ベースの収支

平成25年度は、前年度より黒字幅が縮小しています

収入は、保険料を負担する被保険者の賃金(標準報酬月額)が、わずかながら上昇に転じ、かつ、被保険者数が増加したことにより、前年度に比べ2,164億円増加(対前年度比+2.5%)しました。

一方、支出は、1人当たり医療費支出の伸びが例年よりも小幅にとどまったものの、被保険者数が増加したことにより保険給付費等が増え、また、高齢者医療に係る拠出金も増えたことから、全体では前年度に比べ3,402億円増加しました(対前年度比+4.1%)。

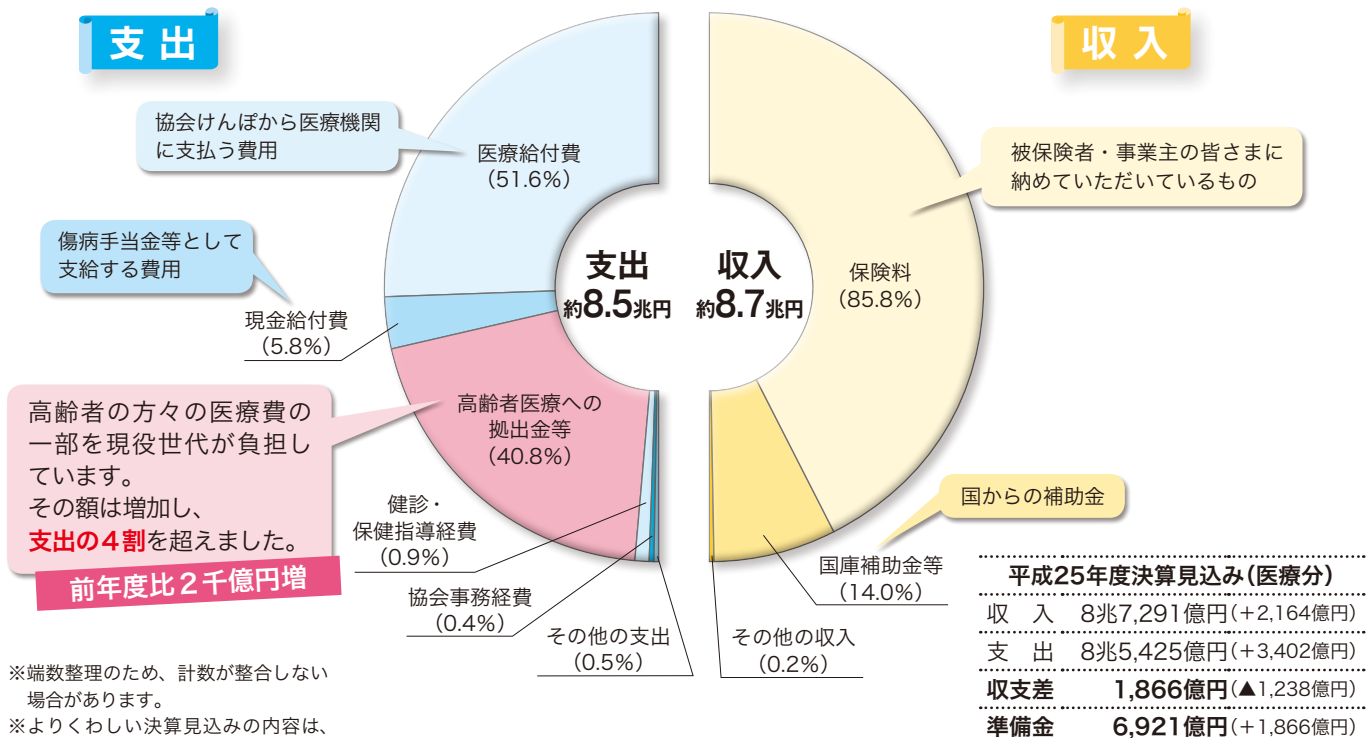
この結果、単年度収支は1,866億円のプラスとなったものの、黒字幅は前年度よりも1,238億円減少しました。なお、年度末の累積の収支(準備金)は6,921億円の黒字となりました。

黒字ということは、協会けんぽの財政がよくなったのでしょうか？

平成25年の健康保険法等の改正により、協会けんぽに対して財政特例措置が講じられておりますが、財政特例措置は26年度で終了し、27年度以降の姿が見えない状況であります。25年度決算見込みから、直近の財政状況は改善していると推測されますが、伸び率で見れば、医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回るという赤字構造は変わっておらず、財政がよくなったとはいえません。さらに高齢化に伴い高齢者医療への拠出金負担も今後ますます重くなると見込まれます。

協会けんぽの財政問題は、事業主の皆さまの経営、加入者の皆さまの雇用・生活に直結する深刻な問題です。「平均保険料率10%は限界」「安心して医療を受けられる制度を」という皆さまの声を、国や政府をはじめ関係方面に対して今後も強く意見発信してまいります。

協会けんぽの平成25年度決算見込み(医療分)



※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しております。

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成25年度事業報告書について

平成25年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。

※平成25年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽへお問い合わせいただけますようお願いいたします。
※記載されている数値は、平成26年3月末時点のものです。

健診・保健指導の推進

- ▶平成25年度の40歳以上の加入者ご本人（被保険者）の**生活習慣病予防健診実施率は45.7%**、前年度に比べ1.4ポイント増であり、着実に向上しています。また、加入者ご本人に対する**特定保健指導実施率も13.8%**、前年度に比べ1.5ポイント増と目標を大きく上回りました。
- ▶今後も、管理栄養士の活用や、健診機関による特定保健指導、地方自治体との連携などを通じて、実施率向上に向けて取り組んでまいります。
- ▶また、生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら受診していない方に対して、文書や電話で受診をお勧めする**重症化予防事業**を平成25年10月から全国において取り組んでいます。

お得で、充実した検査内容の、「生活習慣病予防健診」をご存じですか？

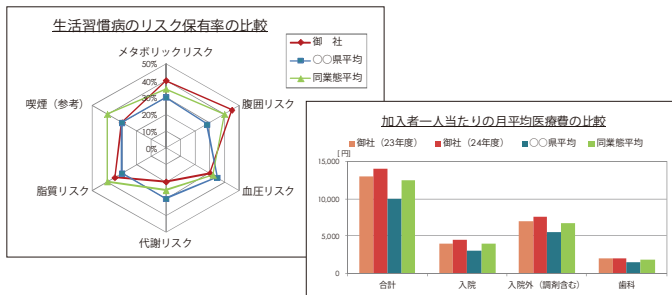
35歳から74歳までの加入者ご本人であれば、協会けんぽから費用補助があり、がん検診など検査項目も充実した「生活習慣病予防健診」を受けることができます。
また、生活習慣の改善が必要と判定された方に、健康づくりのアドバイスを行う特定保健指導を無料で実施しております。



さらなるサービス向上への取り組み

- ▶協会けんぽの健診結果データ、医療費データを活用し、特定保健指導等の対象となる事業所さまに、全国・県・同業態と比較した「事業所健康度診断（メタボ関連リスク保有率や医療費等）」をお示しして、事業所の健康づくり事業の取り組み、従業員の皆さまの健康づくりを支援しています。

事業所健康度診断の例



医療費適正化の取り組み

ジェネリック医薬品の使用促進

- ▶平成25年度もジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減額を加入者の皆さま（1回目：約134万人、2回目：約50万人）に通知し、全体の4分の1の方（1回目：約32万人）がジェネリック医薬品に切り替えていただき、1回目で約53億円の医療費の軽減効果が得られました（2回目は集計中）。
なお、**平成21年度からの累計では約227億円の軽減効果**が見込まれます。

「ジェネリック医薬品」に切り替えるには？

まずは、医師または薬剤師に相談してみましょう。
協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の希望をお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品希望シール・カード」を加入者の皆さまへお配りしています。
ご希望の方は、協会けんぽへご連絡ください。



被扶養者資格の再確認

- ▶平成25年5月から7月にかけて、扶養家族の再確認業務を行ったところ、約7万人の被扶養者解除の届出漏れを確認しました。この確認を通じて、**高齢者医療制度への支援金等の負担が約32億円軽減**される見込みです。

ご存じですか？

加入者の皆さまの保険料1万円当たりの使い道

病院等を受診したときの医療費 約 5,160円	健診・保健指導経費 約 90円
高齢者の方々の医療費への拠出金 約 4,080円	協会けんぽの事務経費 約 40円
病気で職場を休んだ際の手当金や出産したときの給付金 約 580円	その他の支出 約 50円

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階



ますます便利になった



「ねんきんネット」をご利用ください

インターネットサービス「ねんきんネット」では、

いつでも、最新の年金記録を確認できます

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

年金の見込額を試算できます

「年金を受け取りながら働き続けた場合」など、さまざまな働き方に応じた年金の見込額を試算できます。

持ち主の分からない年金記録を検索できます

氏名、性別、生年月日を入力すると、入力した条件に一致する持ち主不明記録があるかどうか調べられます。

電子版の各種通知書を確認できます

「年金振込通知書」などの年金の支払いに関する通知書や、毎月の記録が更新された「ねんきん定期便」をパソコンで確認・ダウンロードできます。

さらに平成26年3月31日からは、スマートフォンでも年金記録の確認ができるようになりました。また、各種届書をパソコンで作成・印刷する機能や、年金記録を一覧形式で確認する機能も追加されています。便利になった「ねんきんネット」をぜひご利用ください。

ご利用には、事前にご登録が必要です。ご登録が簡単になる「アクセスキー」を年金事務所が発行しています。基礎年金番号の分かるもの、本人確認のできる身分証明書などをお持ちのうへ、ご本人さまがお申し込みください。

具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

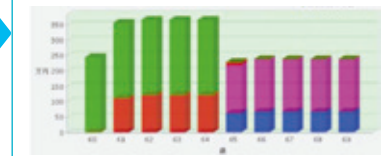
※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例 (厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

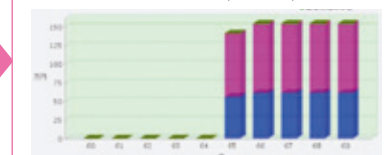
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円



まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1144

2 「ねんきんネット」サービス ご利用登録

●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。



●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。